



ホームページもご覧下さい

福島法人会

検索

<https://f-hojin.or.jp>



ふくしま 法人ニュース



法人会キャラクターけんたくん

令和4年7月1日発行 第549号



私のポケット

『日本の後進国化』という言葉が最近目にする事が有ります。「中国に抜かれたとはいえGDPが世界3位なんだし、そんな事は有り得ない」と考えられる方もいらっしゃると思います。しかし数値としては、現実的な評価だと言えるものだと個人的には思われます。

小職の幼少期、東西冷戦期でもありしたので西側諸国が経済の中心を成しておりまして、当時の世界経済は日米欧がGDPの約七〇%を占めていました。当時の日本は、米国の約六兆ドルについて約三兆ドルで世界二位、旧西欧の合計値が約六兆ドル超、当時の日本は一国で世界のGDPの一七%を占めていました。

しかし現在、首位の米国は約二三兆ドル、二位の中国が約一七兆ドル、三位は日本ですが約五兆ドルと上位から大きく離され、四位のドイツが四兆ドル超と肉薄しております。シエアで見ても五%前後であり後進国が押しなべて三%前後であることから、「二位までとそれ以下」という見方が正解なのだとおっしゃると思います。

諺に「腐っても鯛」とありますが、腐ってしまった鯛としての価値は無くなります。

これからの日本、経済成長を軽んじてきた「ツケ」はどの様なカタチで現れるのでしょうか？(酒井記)

通常総会記念講演会を開催



講師の竹中功氏

令和4年6月3日（金）、3年ぶりとなる記念講演会が、一般の聴講者もご参加いただき、第10回通常総会前に開催されました。

元よしもとクリエイティブ・エージェンシーの竹中功氏に「ビジネスに生かす実践的SDGs」と題した、企業としてSDGsにどう具体的に取り組んで行くべきか分かり易くユーモアを交えておはなしいたきました。

SDGsは持続しなければいけない、生き残るための開発目標であり、17つの目標を他人事ではなく、「自分ごと」に置き換えることが重要であり、SDGsに取り組むことによって今すぐ売上や利益に繋がるものではないが、将来的に取引先との関係を見据えて、将来の投資であると考えることが出来

ると話をされています。

SDGsに取り組んだ結果としては、社外からの見え方が変わり、企業イメージが向上し、新たな起業プランディングを創出することが出来て、会社が変われるチャンスであると締め括りました。



福島法人会 第10回通常総会開催

令和4年6月3日（金）、クイックリアンテサンパレスにて第10回通常総会を開催しました。

令和2年度・3年度は規模を縮小しての開催となりましたが、今年度は通常通り記念講演会・懇親会も併せて行いました。

当日は、福島税務署佐藤義典署長はじめ多くの来賓の方々にご臨席いただき、会員出席は約100名（議決権総数1061社、うち委任状968社）となりました。

議事では、報告事項として①令和3年度事業、②令和4年度事業計画、③令和4年度収支予算について説明、決議事項として①令和3年度決算報告について原案通り承認されました。

令和3年度事業では、青年部会・女



性部会による「租税教室」や各種セミナー等、前年度よりも事業数や参加人数が増加したこと、「小中学生による税に関する書道展」が新たに開催されたことなどの報告がなされました。

今年度事業計画では、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、地域企業・地域社会への貢献を目指すため事業の一層の活性化を



樋口 郁雄氏

《会員増強表彰》
樋口 郁雄（福島信用金庫）

令和4年度表彰者・受賞者

（敬称略）

図ることや引き続きコロナ禍での運営に充分留意すること等を基本方針とし、インボイス制度の周知や年末調整説明会の開催等が新たに盛り込まれました。

総会終了後の懇親会では約70名の皆様にご参加いただき、会員相互の親睦交流を図りました。

総会等開催にあたりご協力いただきました会員の皆様に厚く御礼申し上げます。

また、当日は、表彰規程に基づき表彰も行われました。受賞者は、以下のとおりです。



村島 誠氏

《銀賞》
村島 誠（大同生命福島営業所）



高野 恭子氏

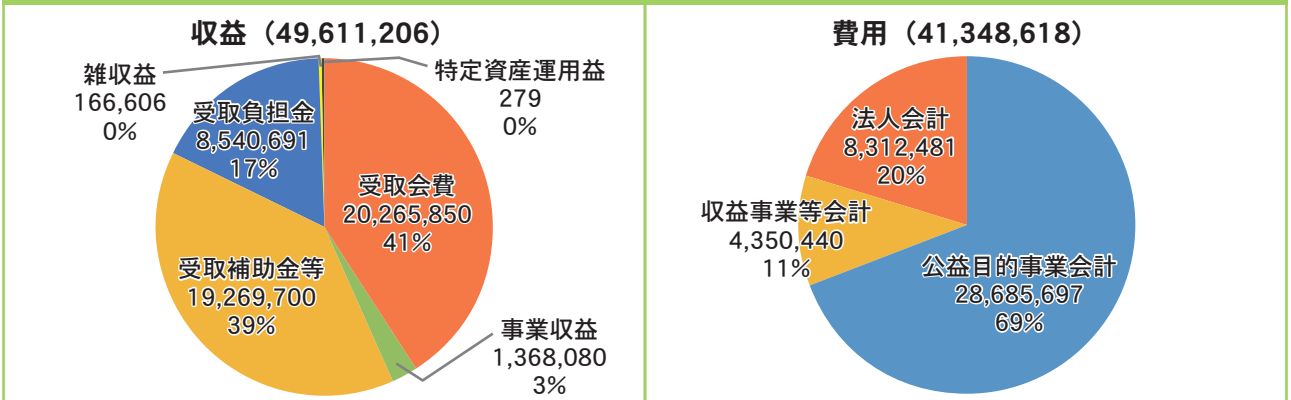
《金賞》
高野 恭子（大同生命福島営業所）

紺野 正雄（株A水技研）
須藤 英穂（株東邦銀行）
佐藤 俊彦（株福島銀行）

《福利厚生制度推進表彰》
経営者大型総合保障制度推進
【受託会社（大同生命・AIG） 職員の一部】

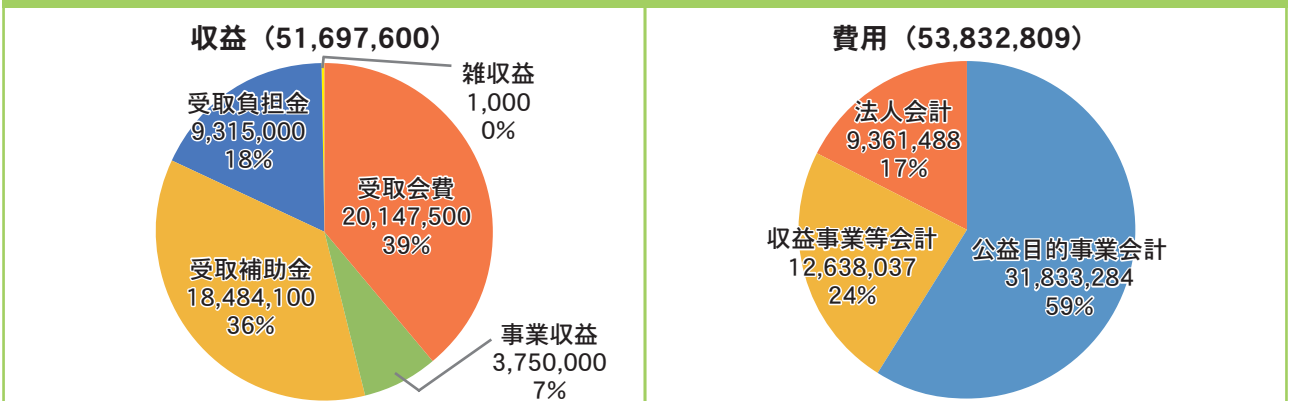
令和3年度 決算（正味財産増減計算書）

（単位：円）



令和4年度 予算（正味財産増減計算書）

（単位：円）



詳しい内容は、福島法人会ホームページの情報公開資料から確認することができます。

令和4年度事業計画

I、基本方針

本会は、法人会の原点である「税に関する活動に軸足を置きながら、地域企業・地域社会への貢献を目指すため事業の一層の活性化を図り、適正・効率的な組織運営に努める。」

公益法人として、また、健全な納税者団体として、事業の公益性を常に高めながら、会員増強の推進に繋がるよう組織の拡大を図る。なお、新型コロナウイルス感染症の収束が不透明な中、コロナ禍における運営に充分留意するとともに、WEB環境の整備や活用に努める。

II、重点施策

(1) 税務行政への協力

税務当局との連絡協調を保ち、あらゆる機会を通じて納税者と税務当局の間の相互理解醸成に努め、広く税務知識の普及を通じて納税道義の高揚を図り、公正な税制と円滑な税務執行に寄与する。さらに、e-Taxやe-Ltax普及のための方策を検討し利用向上に努める。特にe-Taxについては、法人税等の申告はもとより、ダイレクト納付・法定調書の提出・納税証明書等の交付請求における利用拡大に取り組む。また、令和5年10月より導入される消費税のインボイス制度の周知に努める。

(2) 税制改正に対する提言・要望

中小企業税制の確立を目指し、より

良い税制の研究に努め、会員の意見を集約しその取り纏めを行い、かつ上部団体を通じ国や地方自治体に要望その実現を期す。

(3) 税の啓発活動・社会貢献

健全な納税団体として組織の拡大強化を図り、会員の事業への参加向上と加入増加を推進し、事業の公益性と社会貢献度を高める。

(4) 企業の税務コンプライアンス向上施策

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスク軽減のために重要であることから、自主点検チェックシートの活用とその普及を図ることとする。

(5) 研修事業の強化

企業経営の健全化並びにその発展向上に資するため、税務に関わる研修は勿論のこと企業から必要とされる研修事業活動を積極的に行う。

(6) 会務運営の円滑化

法人会組織の検討と魅力ある活動の展開、特に会員相互の情報交換を図る事により会務を一層円滑にする。

(7) 福利厚生事業の推進

福利厚生事業は、会員の福利厚生を担うばかりでなく、当会の財政基盤の強化に寄与するものであることから、一層の推進を図る。

(8) 友誼団体との連携協調

効率的な事業活動及び会員増強を目的に、東北税理士会福島支部との懇談会開催等、友誼団体との積極的な連携協調を図る。

III、主要事業計画

(1) 税知識の普及を目的とする事業

- ① 新設法人説明会
 - ② 決算法人説明会
 - ③ 年末調整説明会
 - ④ 租税教室・移動租税教室
 - ⑤ 女性部会税務研修会
 - ⑥ 青年部会税務研修会
 - ⑦ 支部税務研修会
 - ⑧ 改正税法説明会
- ### (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
- ① 「税を考える週間」広報活動
 - ② 税に関する絵はがきコンクール
 - ③ 小中学生による税に関する書道展
 - ④ ホームページ及び広報紙による税情報の発信
 - ⑤ 地域イベント参加「税金クイズ」
 - ⑥ 青年部会・女性部会合同での税金イベント

(3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

- ① 税制改正要望大会
- ② 税務関係団体協議会との意見交換会等
- ③ 税制改正要望書の関係機関への提出
- ④ 税制アンケートの実施
- ⑤ 全国青年の集い
- ⑥ 全国女性フォーラム

(4) 地域企業の健全な発展に資する事業

- ① 実務セミナー
- ② インターネットセミナー
- ③ 時局講演会

(5) 地域社会への貢献を目的とする事業

- ① 新春公開講演会
- ② 献血活動
- ③ 婚活事業
- ④ 寄付事業
- ⑤ 会員交流に資するための事業
- ⑥ 総会懇親会
- ⑦ 新年賀詞交歓会
- ⑧ 新入会員の集い
- ⑨ 委員会等懇談会
- ⑩ 支部例会
- ⑪ 支部部会研修交流会
- ⑫ 会員の福利厚生等に関する事業
- ⑬ 『経営者大型保障制度』の普及推進
- ⑭ 『ビジネスガイド』の普及推進
- ⑮ 『がん保険制度』の普及推進
- ⑯ 『P.E.Tがん健診』の普及推進
- ⑰ その他他本会の目的を達成するための必要事業

- ① 総会・理事会など会務運営のための各種会議の開催。
- ② 事務局効率化の推進と退会及び未収会費の防止策の改善。
- ③ 法令に基づく適正な情報開示と個人情報管理の徹底。
- ④ 法人会の組織や体系のあり方、事業・運営のあり方等についての検討。
- ⑤ 青年・女性部会活動の一層の推進と部会相互の連携・協調。
- ⑥ 会員増強活動の推進（会員増強月間：9月から12月の4ヶ月間）

税だより

《令和4年度税制改正について》

今回は、給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の見直しについてお知らせします。

(1) 人材確保等促進税制の賃上げ促進税制への改組

青色申告書を提出する法人が、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の《要件》を満たすときは、控除対象雇用者給与等支給増

《要件》

- $$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 3\%$$

《上乗せ要件》

- (要件を満たす場合には、10%を加算)
 - $$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 4\%$$
- (要件を満たす場合には、5%を加算)
 - $$\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 20\%$$
- (上記①及び②の要件をいずれも満たす場合には、15%を加算)

加額の15%（次の《上乗せ要件》①・②を満たす場合には、それぞれ次の割合を加算した割合）相当額の法人税額を特別控除ができることとされました。

(2) 中小企業者等における賃上げ促進税制の見直し

税額控除割合の《上乗せ要件》について、次のとおり見直しが行われた上、その適用期間が1年延長されました。

《要件》

- $$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 1.5\%$$

《上乗せ要件》

- (要件を満たす場合には、15%を加算)
 - $$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 2.5\%$$
- (要件を満たす場合には、10%を加算)
 - $$\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 10\%$$
- (上記①及び②の要件をいずれも満たす場合には、25%を加算)

(3) その他

教育訓練費の額に係る上乗せ要件を満たすものとして本制度の適用を受ける場合には、教育訓練費の明細を記載した書類の保存（改正前・確定申告書等への添付）をしなければならないこととされました。

※用語についての解説は省略させていただきます。

【中小企業者等における賃上げ促進税制の見直しの図】

	〈改正前〉	〈改正後〉	
【適用要件】			
● 給与総額の増加率	雇用者全体の給与総額:対前年度増加率1.5%以上	● → (変更なし)	
【税額控除】	【控除率最大25%】	【控除率最大40%】	
● 控除率を乗ずる対象	雇用者全体の給与総額の対前年度増加額	● → (変更なし)	
● 控除率	基本	15%	
	上乗せ(賃上げ)	雇用者全体の給与総額:対前年度増加率 2.5%以上	+15%
	上乗せ(教育訓練費)	教育訓練費増加等の要件の充足 [※]	+10%
● 控除上限額	当期の法人税額×20%	● → (変更なし)	

県税からのお知らせ

「法人県民税法人税割の超過課税について」本県では、商工業の振興、社会福祉の充実・次世代育成の支援及び教育・文化の振興を目的として、要件に該当する法人については、法人県民税法人税割の税率を1.8%とする超過課税を実施しています。

この適用期間については、令和4年1月31日までに終了する各事業年度分としていたところですが、引き続きこれらの目的のため、令和9年1月31日までに終了する各事業年度分まで延長しておりますので、御理解と御協力をお願いします。

◇超過課税の対象となる法人

- 次のいずれかに該当する法人が1億円を超える法人
- 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人若しくは資本金の額又は出資金の額を有しない法人又は福島県税条例第23条第6項において法人とみなされるものであって、かつ、課税標準となる法人税額が年1千万円を超える法人（県庁税務課）

※国税庁ホームページの「令和4年度 法人税関係法令の改正の概要（パンフレット）」において、改正についての詳しい内容を掲載しています。あわせてご覧ください。

行き過ぎた 相続税対策？

相続税対策の一つとして、金融機関からの借入金で建物を購入し、建物の固定資産税評価額と借入金残額との差額で遺産総額を少なくするという手法があります。

こういった相続税申告における不動産評価の裁判について最高裁判所で判決があり、訴えていた相続人の敗訴が確定し、多額の相続税の追徴税額を支払ったという事案がありました。相続人は、財産評価通達の通りに相続財産を路線価及び固定資産税評価額で評価したにもかかわらず、NOをたたきつけられたことになりました。

相続財産の評価は原則として相続開始日の時価で行うとされていますが、現状は財産評価基本通達と呼ばれている基準によって評価を行っています。土地であれば、公示地価の8割水準に設定されている路線価、建物については市町村が定める建築費の6〜7割程度の固定資産税評価額を使用して申告をしているのが実情です。しかしながら、今回の判決はその建物につき、いわゆる「実勢価額と固定資産税評価額に『著しい乖離』がある場合、通達の定めにより評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する」の規定から、独自に評価を行うことができないことを適用したのになります。

この事案は相続直後にすぐ物件を売却したこと、そしてあまりに直前すぎる意図的な相続税圧縮のための手法だったとみられたことなど、他の案件に比し看過できない不均衡があり課税の公平に反するといった個別事情もあるようですが、実勢価額と相続税評価額の金額の開きが4〜5倍はある資産についての相続税対策にくぎを刺したのになったと思われまふ。

それとは違う視点になりますが、相続人のひとりがその土地建物だけ相続すると、

令和3年度「税に関する高校生の作文」入賞作品

福島地区税務関係団体協議会長賞

税に積極的な社会をつくるために

福島県立福島西高等学校 一年 高木 美沙希

まず、「税は世の中のありとあらゆる状況において必要不可欠な存在だ」ということは言うまでもなく明らかである。これはほとんどの人々が持つ共通認識であり、かつその考え方そのものは非常に単純である。だが、実際に税に対してポジティブな印象を持っている人はあまりに少ない。私はこの、「必要であると感じるが積極的にはなれない」という意識の相違が何故生まれるのかを考えた。

一つ目の原因は、「税に対する不満が存在すること」である。収入に比べて負担が大きいの、税金の用途について納得がいかない、不公平がある、といった不満が、私た

借入金の方が多く、マイナスの相続をしたことになり、相続税額の負担はないものの、アンバランスな現象がおこることとなります。見た目で損をしているような状態でも、もしかすると相続人間でのトラブルの原因になってしまいかもしれません。

そして二つ目の原因は、「税に対する知識が欠けていること」である。私はこれまで、学校の授業の中で何度も税の重要性について学習してきたが、それは重要性だけを理解しただけにすぎず、税の本当の役割については漠然としたままだったのである。もちろん、これからの社会を担う若年層においても、税の意義について曖昧なイメージを持つ人がいるのは当然である。これは私たち個人の態度が関係しているため、そう簡単に解決できるものではない。しかし最も重要なのは、納税者である私たち自身が、身近にある税やそうでない税についてもしっかりと理解を深めた上で、自ら主体的に社会のあり方を考えることではないのだろうか。この問題を解決するためには、教育の場だけでなく、地域や家庭の中で日常的に税について考える場面を増やしていかなければならない。そして、遭遇した場面で得た知識をしっかりと心に留め、個人の意識を受動的な態度から能動的な態度へと転換させることが必要になるのである。

ちの意識を下げる原因になっているのではないかと考えた。新型コロナウイルスによる様々な影響を受け、より一層情報が錯綜する世の中になったことで、これらの問題はより顕著に表れるようになった。これについて、全員の負担を完全に無くすことは不可能である。しかし、現状より負担を少しでも減らすことや、国民が納得するように税金の用途をはっきりと明示し脱税などの不公平を絶対に許容しない社会をつくることは可能ではないだろうか。不満を持つ人々の立場に寄り添う態度が、税に対する意識を積極的に形作るための一歩になるのである。

抱いていた。しかし、税について深く考えてみると、それらのイメージが生まれた最大の要因は、私が何も知らないことにあるのではないかと、という意識に変わった。「将来のために今知らなくてはならないこと」それが、税というものではないだろうか。

青年部会

・研修会・委員会分散会

福島法人会青年部会では、研修会並びに委員会分散会を4月11日に開催いたしました。

租税教育活動は青年部会の柱であり、近年精力的に取り組んで参りました。今回の研修会では税制広報委員会が中心となり租税教室での講師育成を目的に、また教材資料を全会員が共通で使用できる様に作り直しました。

同じく分散会では新型コロナウイルス感染拡大防止を徹底し、久しぶりの対面での開催となりました。各委員会を一同に意見交換や各事業の確認等を行うことができ、更に親睦を深める有意義な機会となりました。

・研修交流会(総会)

第10回研修交流会(総会)を5月23日に開催いたしました。ご来賓に福島法人会齋藤会長をはじめ女性部会塩崎部会長、同じくOB会引地会長また、福島税務署より署長並びに複数



名のご臨席賜りありがとうございます。総会では、佐藤部会長の挨拶と主

に各議案のご報告を致しました。昨年度も新型コロナウイルス感染症の影響で思活動が来ず我慢の一年でしたが、

女性部会

・法人会全国女性フォーラム「静岡大会」

4月14日、女性フォーラム「静岡大会」が開催され、全国から1382名が参加しました。感染対策のため会場は二か所に分かれており、所々にモニターが設置されていました。

記念講演は別所哲也氏で、演目は「シヨートフィルムの力」。彼は米国で俳優デビューしましたが、そこで「日

本人は、ものづくりは素晴らしいがモノガタリは下手だ」との言葉から、自分に向き合う時間、伝える力の大切さを感じ、今はメディア・リテラシーの

今年度は少しずつ前に活動を進めて行くことを信じて取組んで参ります。部会員一同2期目の佐藤部会長を盛り立てて参ります。皆様のお力添えを宜しくお願い致します。



創出に力を入れているそうです。5分位のフィルムを3編鑑賞しましたが、どれも胸を打つ作品で感動しました。会場には絵はがきコンクールの作品や、多くの物産品が並んでいました。私が目を引いたのは掛川手織葛布で作られた日傘です。自然な光沢が上品で素敵でした。

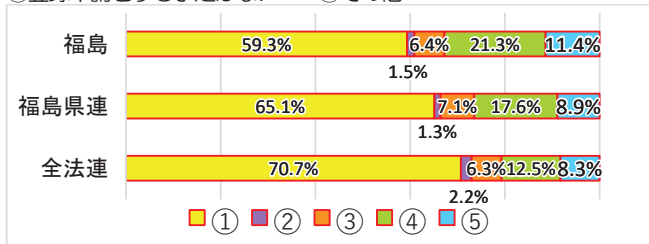
他には浜松の昭和楽器ハーモニカなど。定番の「うなぎパイ」は一度か完売の札が！女性の購買力には目を見張ります。

懇親会では「ちゃつきり節」を皆で踊り会場が盛り上がりました。さて、来年は愛顔咲く(媛)の国です。多くの会員さんと共に参加できますよう楽しみにしております。

問7 消費税/インボイス制度②

インボイス制度の導入に向け、昨年10月より「適格請求書発行者事業者」の登録申請が始まりました。あなたの会社における登録申請予定をお聞かせください。

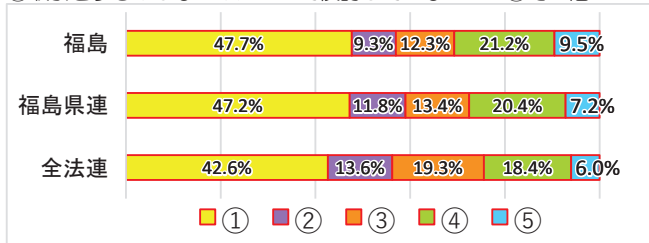
- ①課税事業者であり、登録申請をする（又は登録申請した）
- ②免税事業者ではあるが、課税事業者となって登録申請をする（又は登録申請した）
- ③免税事業者であるが、登録申請をするか検討中である
- ④登録申請をする予定はない
- ⑤その他



問8 消費税/インボイス制度③

課税事業者の方（現在は免税事業者ではあるが、課税事業者となる予定の方も含む）にお聞きします。インボイス制度導入後の免税事業者との取引についてお考えをお聞かせください（免税事業者の方は、空欄のまま結構です）。

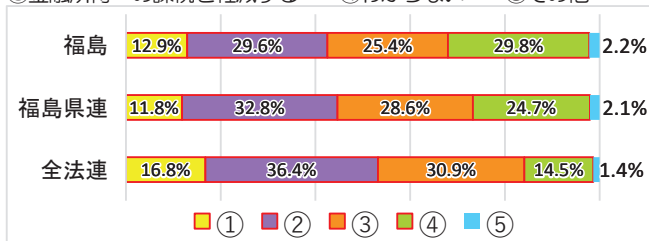
- ①これまでと変わらず取引を行う
- ②課税事業者にならなければ取引は難しい
- ③6年間の経過措置が終了するまでは取引を行うがその後については検討していない
- ④取引をするかしないかについて検討していない
- ⑤その他



問9 金融所得課税

政府は、一般投資家に配慮しつつ、市場への影響等も踏まえながら、金融所得（配当金、利子、株式譲渡益など）に対する課税のあり方について検討することとしています。金融所得課税を見直すことについて、どう考えますか。

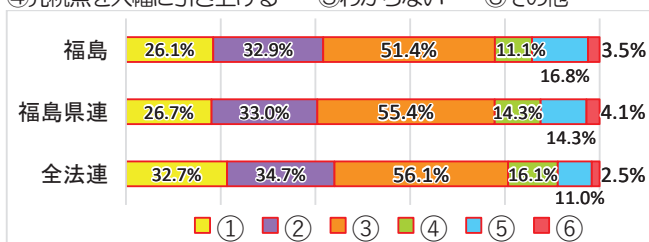
- ①金融所得への課税を強化する
- ②現状のままでよい
- ③金融所得への課税を軽減する
- ④わからない
- ⑤その他



問10 地方税/固定資産税

地方の自主財源として大きなウエイトを占める固定資産税は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われていいます。その一方で、負担感の高まりなどから抜本的な見直しが必要との意見があります。固定資産税を見直すとした場合、特に重視すべき点を2つ以内で選んで下さい。

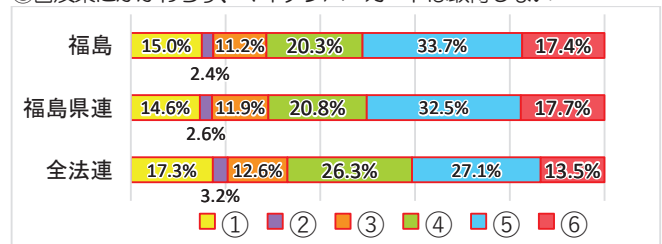
- ①商業地等の宅地の評価方法を見直す
- ②家屋の評価方法を見直す
- ③償却資産（事業用資産）への課税は廃止を含めて見直す
- ④免税点を大幅に引き上げる
- ⑤わからない
- ⑥その他



問11 マイナンバーカード

政府は、マイナンバーカードを新規に取得した方、健康保険証としての利用申込みを行った方、公金受取口座の登録を行った方にマイナポイントを付与するなどのカード普及策を行っています。この普及策についての考えをお聞かせください。

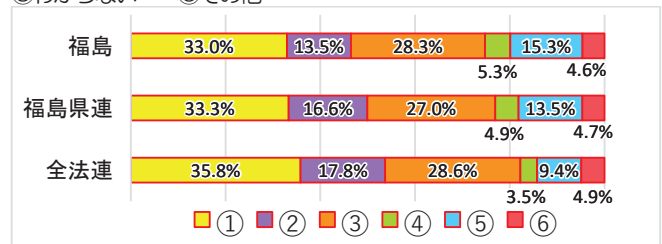
- ①マイナンバーカードを取得し（取得しており）、健康保険証のみ利用申込みする
- ②マイナンバーカードを取得し（取得しており）、公金受取口座のみ登録する
- ③マイナンバーカードを取得し（取得しており）、健康保険証と公金受取口座の登録だけを行う
- ④マイナンバーカードを取得し（取得しており）、上記①～③以外にも各種登録を行う
- ⑤マイナンバーカードは取得する（取得している）が、各種登録は行わない
- ⑥普及策にかかわらず、マイナンバーカードは取得しない



問12 財政健全化

我が国の財政は国と地方の長期債務残高が1、200兆円を超過し、先進国の中でも突出して悪化しています。さらに、2022年より団塊の世代が後期高齢者に入ることから、今後、医療と介護の給付費が急増することが見込まれています。我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えています。将来世代への負担の先送りを回避するため、財政健全化をどう進めるべきだと考えますか。

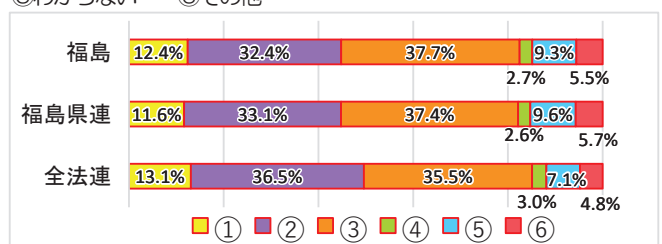
- ①歳出の削減と負担増の両方に対応する
- ②税の自然増収と歳出削減で対応する
- ③歳出削減を中心に対応する
- ④負担増を中心に対応する
- ⑤わからない
- ⑥その他



問13 社会保障制度

令和4年には団塊の世代が75歳以上の高齢者になり始めるなど、社会保障給付費の急増が見込まれています。政府は、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、少しでも多くの人に「支える側」に回ってもらうことや、能力に応じた負担を求めることとしています。社会保障の給付と負担のバランスについてどう考えますか。

- ①給付水準を大幅に引下げ、負担も減らす
- ②給付水準をある程度下げて、現行の負担を維持する
- ③現行の給付水準を保つため、ある程度の負担の増加はやむを得ない
- ④給付水準をさらに拡充させ、大幅な負担の増加もやむを得ない
- ⑤わからない
- ⑥その他



※回答率は、回答数を集計枚数で除した数字である。

税制アンケートの結果報告

法人会では、令和5年度の税制改正に関する提言の取りまとめにあたり、会員の意向を反映するために税制アンケートを実施しました。福島法人会では、全会員へアンケートを郵送したところ556件もの回答をいただきました。

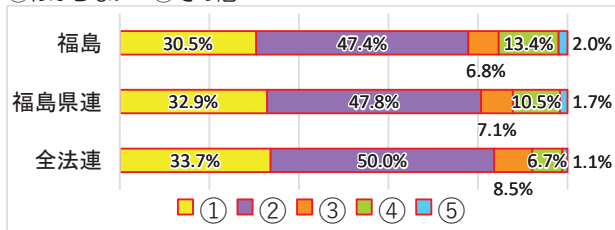
お忙しい中、アンケートにご協力いただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

アンケートの結果を、次のとおりご報告いたします。

問1 法人税/法人税率

昨年10月、OECD加盟国を含む136カ国・地域は、法人税の国際的な最低税率を15%に設定することで合意し、長年にわたり各国で続いてきた法人税の引下げ競争に歯止めがかかることとなりました。一方、イギリスではコロナ禍で悪化した財政状況を受け、財政健全化に向けて法人税率19%を最高25%に上げる、またアメリカでは経済再生のための財源として、法人税率を28%（現行21%）に上げる動きがあります。今後の日本の法人税率（23.2%）のあり方についてどう考えますか。

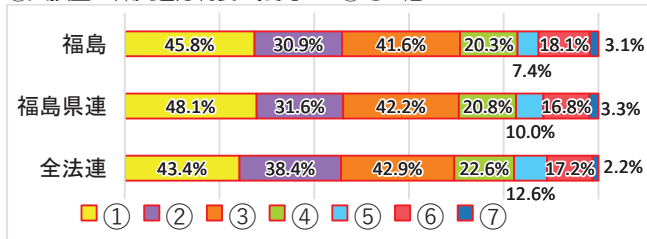
- ①法人税率を引下げる ②現行水準で良い ③法人税率を上げる
④わからない ⑤その他



問2 中小企業向け税制

令和5年度税制改正を検討するにあたり、中小企業向けの税制で特に重視すべき点について、以下より2つ以内で選んで下さい。

- ①法人税の軽減税率の特例（15%）の本則化等
②設備投資・研究開発を促進する税制の拡充
③雇用拡大・賃金上げを促進する税制の拡充
④役員給与の損金算入の拡充 ⑤交際費課税の損金算入枠の拡大
⑥欠損金の繰戻還付制度の拡充 ⑦その他

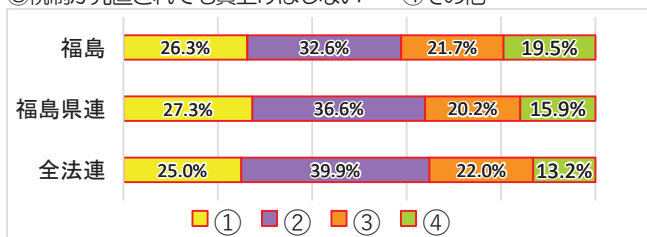


※回答率は、回答数を集計枚数で除した数字である。

問3 法人関係/企業の賃上げ

令和4年度税制改正では、「成長と分配の好循環」の実現に向けて、積極的な賃上げ等を促すための税制措置が講じられました。例えば、中小企業における所得拡大促進税制では、一定以上の賃上げ（雇用者給与等支給額が前年度比1.5%以上）等を行った場合、給与等支給増額の最大40%を税額控除できる措置に拡充されました。また、政府が実施する物品調達や公共工事などの入札では、賃上げを行う企業を優遇する制度も検討されています。あなたの会社では今年の賃上げについてどう対応しますか。

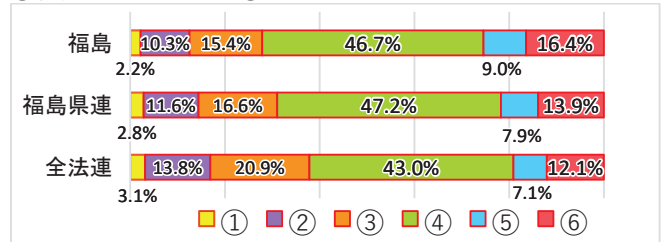
- ①税制が見直されたことを踏まえ、賃上げを考えている
②税制の見直しにかかわらず賃上げする
③税制が見直されても賃上げはしない ④その他



問4 事業承継/納税猶予制度

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置（令和9年12月末日まで）として、相続税・贈与税の納税猶予制度の抜本的な拡充（全株式を対象に納税猶予割合が100%）が行われました。本特例制度を適用するためには、令和6年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要がありますが、あなたの会社の事業承継の状況についてお聞かせください。

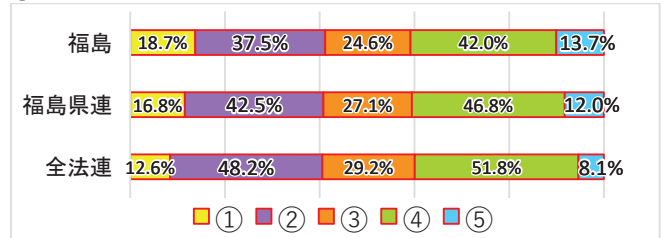
- ①特例承継計画を提出した
②これから特例承継計画を提出する予定である
③本特例制度を適用しないで事業承継を行う
④当面、事業承継を行う予定はない
⑤事業を承継しない ⑥その他



問5 事業承継/事業承継税制

政府は、事業承継を促進するための税制支援策を講じています。これまでの改正を踏まえて、事業承継税制について特に重視すべき点を2つ以内で選んで下さい。

- ①これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視する
②相続時精算課税制度など生前贈与制度の更なる拡充を求める
③納税猶予制度の特例措置の更なる拡充や適用期限の延長を求める
④欧州主要国のように、事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める
⑤その他

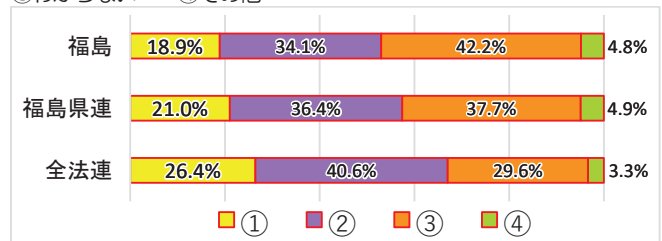


※回答率は、回答数を集計枚数で除した数字である。

問6 消費税/インボイス制度①

令和5年10月1日から適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。同制度は、免税事業者（課税売上高1,000万円以下）からの仕入れについては、仕入税額控除することができなくなることや、事務負担の増加などの問題が指摘されています。インボイス制度が導入されることについて、どう考えますか。

- ①導入には賛成である ②導入には反対である
③わからない ④その他



インボイス制度セミナーを開催しました

6月13日にウエディングエルティにて税理士法人鈴木会計代表社員税理士の鈴木武雄氏を講師に招き、「地元税理士が教える！インボイス制度セミナー」を開催いたしました。

当初の定員を20名としておりましたが、定員を大幅に上回るお申込みがあったため、急遽定員を増やし会場を変更しての開催となりました。インボイス制度導入について、担当者の関心



が高まっていることを感じました。セミナーの中では、インボイス制度の概要や申請、免税事業者との関わり方などインボイス制度導入について全般的に講義いただきました。

税務説明会を開催しました

福島税務署との共催で5月17日に新設法人説明会、6月7日に法人税等決算説明会をコラッセふくしまにて開催いたしました。

これらの説明会は、感染拡大防止のため昨年度は開催を見合わせることも



インボイス制度についてはまだ不明確なこともあり、情報更新されていくとのことですので、今後随時説明会の開催や情報の発信などを検討して参ります。

ありました。今年度も情勢等を勘案しながら、感染対策を図りつつ開催して参ります。



パズル・四字熟語

※空いているマスに漢字を入れて、四字熟語を完成させましょう。すべて完成させ、タテに読むと、また別の四字熟語が完成します。なんだかわかりますか？

- | | | | |
|---|-------|---|-------|
| ① | ③ 愛主義 | ② | ④ 卓会議 |
| | 自⑤ 自習 | | ⑥ 場一致 |
| | 前途⑦ 難 | | 商売道⑧ |
| | 和魂洋⑨ | | 自給自⑩ |

【作者紹介】株式会社ニコリ 日本初のパズル専門誌「パズル通信ニコリ」を発行する出版社。数独・クロスワードなど多種多様なパズルをメディアへ提供するコンテンツメーカーでもある。スマホアプリ「スマニコリ」も配信中。

税務調査は詰めで決まる

実践税務調査

税理士 牧野 義博

ある現金商売の法人の現況調査で代表者個人名義の預金通帳が出てきました。毎日、一定のラウンド数字（1万円とか5万円のように切りのよい数字）での現金入金があり、貯まると出金されています。どうも売上金の中から一定金額をつまんで抜いているように想定され、売上が抜いているという証拠が捕捉できていません。また、この通帳の入金は振込みや小切手入金といった記号等がついていませんので、誰からの入金かも特定できませんでした。ATMから入金されていますが、その都度ATMの場所が動いており、店舗の近くや代表者の住所地とは限らないのです。さあ、皆さんが調査官ならどうしますか？

これだけの条件では売上除外の推定はできませんが、認定をすることはできません。なぜなら現金には色がついていませんので、相手先はもとより損益科目の入金かどうかも特定できないからです。私が代表者なら、「日頃から会社や知人に金銭の融通をしており、その返済金が入金されているだけなので、何か問題でもありませんか」と回答しますね。会社からの借入金返済であれば、金銭出納帳に

その日の返済金額が代表者名義の入金額より多くなければつじつまが合いませんね。代表者にいわゆる時貸しの原始記録（メモ類）の提示を求めたり、個人の収入状況から時貸しの原資を説明してもらうことから始める必要があります。仮に、原始記録が残っていない場合や物理的に個人の資産から貸せるだけのものが無かった場合でも、売上除外での否認は難しいでしょう。

もう一つの事例として、同じく代表者名義の預金に取引先からの振込入金があったことから、調査官は振込先に反面調査を行った結果、売上除外であることが判明しました。この売上除外の相手科目は何になるでしょうか？

この預金は個人の公共料金の支払やローンの返済等の生活費も含まれています。従って、普通預金として会社に受け入れることはできません。この売上除外分はすでに費消されていますので、原則的には代表者への報酬、つまり認定賞与として法人税の他に源泉所得税が課税されます。ここで代表者から売上除外分について、分割で必ず会社に返済するか

ら、貸付金処理にしてほしいという嘆願があった場合にどうするかです。

ここからは国税当局の裁量になります。過去において不正行為を行っていないか、あるいは金額的に返済が可能なものなのか等を総合勘案して判断するものと思われれます。仮に代表者への貸付金処理とした場合には、法人と代表者の間で金銭消費貸借契約書の締結と、振替伝票を作成し、具体的な返済計画を提出すれば認められることになります。この場合、貸付金に対する利息相当分については認定報酬となりますので源泉所得税が課税されます。

なお、途中で不履行が生じた場合には改めて認定賞与となりますので注意が必要です。

【筆者紹介】

牧野 義博（まきの・よしひろ）



東京国税局調査部
において特別国税調査官、統括国税調査官、調査開発課長等を

を経て八王子税務署長を最後に退官。東京都新宿区で税理士登録。著書には『ザ・税務調査1〜3』『税務トラブルと債務の確定』（大蔵財務協会）ほか専門誌等に執筆。HPは「牧野義博税理士事務所」で検索。全国各地で講演会も行っている。

新規加入者紹介

* 新入会員のうち情報公開に同意いただいた会員のみを掲載しています

法人名	代表者	住所	業種名
(株)マーケティングセンター	追分 裕太	福島市置賜町5-3	不動産業
ソニー生命保険(株) 金子 美穂	—	郡山市駅前2-11-1 ビッグアイ19階	金融・保険業
プランアシスト(株)	高荒 啓一	伊達市北後28-26	建設業(設備工事業)
(株)ITSUKI	縦山 雅樹	福島市飯坂町平野字檀ノ越18-4	建設業

会員企業を応援! わっ!! 福島法人会



Interview

代表取締役 藤井拓哉 さん

【所在地】 〒960-8031 福島市栄町12-28
 【設立】 平成14年設立
 【事業内容】 衣料品販売・飲食業
 【連絡先】 024-522-7219

株式会社アブソープ

Q 会社の紹介をお願いします。

株式会社アブソープは、2002年にアパレル・洋服屋さんとして創業いたしました。2010年に『GOLDEN NEVADA』というバーをオープンし、その後オールドハワイアン『HANGLOOSE DINER』というお店を置賜町にオープンいたしました。昨年の10月20日に『アケボノバラック』という、古き良き日本の戦後の『これから頑張るぞ』、という時代がコンセプトで、早稲町にあるらめんたけや監修の『アケボノ醤油ラーメン』、国見町のたつみや精肉店（アケボノバラックの店長のおじいさん）の味を受け継いだ『コロッケ』や『味噌豚丼』を提供する飲食店をオープンいたしました。

Q 服飾のお店をする前には仙台でデザインの勉強をされていたそうですね。

高校卒業後、どうしてもデザインに携わる仕事がしたくて、福島の高校を卒業後、大学には行かずグラフィックデザインの専門学校に2年間通いました。古き良きアメリカをイメージした洋服や小物の販売、車の展示をしています。

去年、今年はコロナの影響でイベントの中止はありましたが、イベントやお祭りに展示したり、みんなでハッピーでツーリングへ行ったり。

Q 好きなことができているのは幸せですね。

楽しいことをするのは大変なこともあります。が、やっぱり幸せです。

Q 法人会に入ったきっかけは?

街でイベントを手掛けていらっしやる先

輩に声をかけて貰い、入って10年目になります。

Q 青年部会での活動はいかがですか?

入会時のメンバーの先輩方がまあパワフルで、面白くて居心地がよくて、家族のような感じで。知らない方が多いので最初はやはり緊張しましたが、受け入れてくれてちよつとずつ慣れて入って1年も経たないうちにすぐに居心地のいい場所となりました。

Q 昨年の10月中旬にもう1店舗オープンしましたが、率直にどんなお気持ちですか?

コロナ中というか、時短中ですね。新店舗の構想ができて動き続けてきましたが、やはり不安の方が大きかったですね。当たり前ですけど、どうなるかわからない状況の中、今思うと何をしてしまったんだろうと。

Q もう就職が決まっていた社員さんもいらっしやうたそうですね。

一緒に働きたいなと思っていた社員なので、逃げないで実現してあげないと、と。

Q そういう姿を社員の皆さんも見ていると思います。

社員や仲間、周りのサポートを今回一番再認識しました。ありがたいです。

Q 今一番力を入れていらっしやることを教えてください。

まずは、「人と人のつながりを大切にできる」という社訓があります。一人では何もできない。なので、みんなで手を差し伸べ、辛い人の話はちゃんと聞く、ということをお我々はやり続けております。

